

ややこしいマニフェスト ～こんな場合どうするの？～

★ご挨拶

4月になり、皆様の会社にも新卒社員が入社されたのではないのでしょうか？当社にも、新たに5名のメンバーが加わることになり、より一層皆様へのサポート体制の強化を図っています。

さて、新入社員という、その年の流行にちなんで「〇〇型社員」という名前をつけられていますが、2016年度の新入社員は「ドローン型」とネーミングされているそうです。“社会という強い風にあおられながらも、自立飛行で目的地に着地する”と評価する一方で、“使用者（上司・先輩）の操縦ミスや使用法の誤りで、損傷したり紛失（早期退職）したりする恐れもある”とされています。ちなみに、2015年は「消せるボールペン型」や「スマート家電型」などと呼ばれていました。

個人的には、「毎年傾向って変わるものか？」という疑問を覚えますが、1つ言えることは、“新入社員という新しい風（変化）に、我々が対応する必要がある”ということです。社会や仕事の変化に敏感に対応するように、新入社員の变化にも対応し、キチンとマネジメントすることが重要だと感じています。

環境や廃棄物のマネジメントも同様で、時代の変化に伴いステークホルダーから求められることも変化します。それらに上手く対応することが、これからの会社の発展にも繋がるのだと思います。

よく「最近の若者は・・・」という言葉を聞きますが、そんな最近の若者を育てたのは「最近のオヤジ」な訳なので、怖がらずに自分の子供や兄妹に接するような感覚で接してみてもいいのではないでしょうか。

★マニフェストを交付する際の原則



マニフェストを交付する際は、以下の原則が決められています。

- ① 排出事業者が交付すること
→ 原則、交付事務を他社に委託することはできません。
- ② 産業廃棄物の種類・運搬車両・運搬先毎に交付
- ③ 産業廃棄物を引き渡す際は、交付担当者と運搬担当者が互いに記載内容の確認をすること
→ 原則、排出事業者の従業員が引き渡しに立ち会うこと

この3点だけではありませんが、マニフェスト交付には様々なルールがあります。現実的に困難なルールの中にはありますが、これらを正しく運用することが、廃棄物の適正管理の第一歩となります。

★今月のコラム ～車型タイムマシンを廃棄物の目線で検証～

先月のコラムから、映画「バック・トゥーザ・フューチャー」のタイムマシン“デロリアン”について取り上げています。映画2作目では、デロリアンにゴミを投入し、核融合反応でタイムスリップのエネルギーを得ていました。

さて、廃棄物の観点からデロリアンの検証する前に、核融合の原理について調べてみました。

核融合とは、「軽い原子核同士がくっついて、より重い原子核になる反応」のことを指します。太陽の反応が一番身近な核融合反応なのですが、太陽の場合は水素原子同士が核融合反応を起こし、ヘリウム原子となります。その際、莫大なエネルギーが発生し、それが熱や光となって我々の地球に降り注いでいるのです。現在も核融合の研究は進んでいるようですが、太陽のように高圧・高密度の環境を作ることが困難なので、代わりに重水素や三重水素というものを使用して核融合反応を起こす研究がなされているようです。

デロリアンの場合は、バナナの皮や缶ジュースを投入していたので、重水素を使っている訳でなく、それらのバナナなどを分解・反応させているようです。ここがデロリアンのミソのようです。来月以降はこの観点から廃棄物の観点で検証しようと思います。

★マニフェストの交付を他社に委託できる場合



環境省の通知において、マニフェストの交付事務を委託してもよいケースとして、いくつかの例示が示されています。

<例1> ビルの管理者（オーナー）等がビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合
→ 複合ビルのテナントから排出される廃棄物をオーナー指定の集荷場所に集める場合などが該当します

<例2> 自動車のディーラーが顧客である排出事業者の使用済自動車の集荷場所を提供する場合
→ ディーラーが、自動車リサイクル法に則り、販売先の使用済自動車を集荷する場合などが該当します



上例のように“産業廃棄物を運搬業者に引き渡すまでの集荷場所を排出事業者が提供しているという実態がある場合であり、この産業廃棄物が適正に回収・処理される仕組みが確立・証明できる場合”には、マニフェストの交付事務等を委託してもよいとされています。

但し、マニフェストの交付事務を委託した場合でも、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあるため、産業廃棄物処理委託契約書は、排出事業者と処理業者の間で締結する必要があります。あくまで、マニフェストの交付事務だけを委託することができます。

★産業廃棄物の交付枚数の考え方

マニフェストは、産業廃棄物の「種類」「運搬車両」「運搬先」ごとに交付する必要があります。例えば、“木くず”の運搬に車両を2台と、“廃プラスチック類”と“金属くず”の運搬に車両を1台手配した場合、マニフェストは“木くず”のものを2枚、“廃プラスチック類”のものを1枚、“金属くず”のものを1枚交付する必要があります。

なお、産業廃棄物の種類の判断基準として、シュレッダーダストや建設混合廃棄物などは、複数の産業廃棄物が混在し、分別できない状態になっているため、このようば場合は、総体として1つの廃棄物としてマニフェストを交付してもよいとされています。

また、同じ種類の産業廃棄物を2台の車両で運搬する場合、原則通りであれば2枚のマニフェストを交付する必要がありますが、特例として「2台の車両が常にぴったりくっついて運行する場合は、1枚のマニフェストに纏めてもよい」とされています。しかし、これはあまりにも現実離れしているため、原則通り運用することが望ましいと考えられます。



発行：株式会社浜田
CSR担当：今井
TEL：072-686-3500